

# 參考資料

---



## 用語解説

### あ

#### ○ 茨城県人権啓発推進センター

県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、人権啓発・人権教育を総合的に推進する拠点として、平成 17(2005)年4月に県庁内に開設されました。

#### ○ インターネット

複数のコンピュータ・ネットワークをつなぐネットワークを指します。今やそのネットワークは全世界に広がり、情報量は膨大で様々な利用方法があります。また、生活スタイルに合わせた利用方法として、携帯端末での利用も可能となるなど、インターネットは、生活の一部となりつつあります。

#### ○ エイズ

後天性免疫不全症候群の英語の略称。Acquired Immune Deficiency Syndrome (AIDS)の頭文字をとって名づけられました。性交・輸血・血液製剤の使用などによりHIV(ヒト免疫不全ウイルス human immunodeficiency virus)に感染した結果、感染抵抗力が低下して通常なら発病しない細菌やウイルスで発病するような免疫不全になる状態を指します。

#### ○ えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実として、企業や行政機関などに不当な利益や義務のないことを求める行為を「えせ同和行為」といいます。具体的には、機関紙・図書など物品購入の強要、下請けへの参加強要、開発行為などの許認可の強要などがあげられます。

えせ同和行為は、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の早期解決に真剣に取り組んでいる民間運動団体に対するイメージを著しく損ね、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっている。

#### ○ HIV感染症

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染した人。HIVに感染し発病した人をエイズ患者と言います。

## か

### ○ 国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、昭和 41（1966）年の第 21 回国連総会において採択され、昭和 51（1976）年に発効しました。日本は昭和 54（1979）年に批准しました。なお、社会権規約を国際人権 A 規約、自由権規約を国際人権 B 規約と呼ぶこともあります。

### ○ 国際年

国連が定める共通した一つのテーマについて、国際社会が 1 年間を通じて取り組むこととされ、国際年の制定は国連総会で決定される。テーマは国連が目ざしている平和的発展、経済的発展、社会的・文化的発展、人権の促進などに関して国際協力の推進を必要とされる問題から選ばれ、決定しますと各国政府は国内委員会の設立と行動計画の作成を要請されます。

国際年には、「国際人権年」（昭和 43（1968）年）「国際婦人年」（昭和 50（1975）年）「国際児童年」（昭和 54（1979）年）「国際障害者年」（昭和 56（1981）年）「国際識字年」（平成 2（1990）年）「世界の先住民の国際年」（平成 5（1993）年）「国際高齢者年」（平成 11（1999）年）などがあります。

### ○ 国連憲章

国際連合憲章の略称。昭和 20（1945）年にサンフランシスコ会議で採択され、同年 10 月 24 日発効しました。内容は、前文および 19 章 111 条からなり国連の目的・原則・組織・機能などの基本事項を定めた条約です。

### ○ 心のバリアフリー

私たちの身の回りには、障害のない人には問題がなくとも、障害のある人にとっては様々な「障壁」（バリア）になることがあります。障害者の自立や社会参加をしやすいよう整えることが「バリアフリー」です。バリアには、「物理的バリア」「制度的バリア」「文化・情報面のバリア」「意識上のバリア」があります。この意識上のバリアをフリー化することを「心のバリアフリー」と言います。

## わ

## ○ 児童の権利に関する条約

児童の権利条約は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効しました。日本は平成6（1994）年に批准しました。

## ○ 人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年（平成7（1995）－平成16（2004）年）」の終了をうけて、平成16（2004）年4月、第59回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が無投票で採択されました。「人権教育のための世界計画」は、終了時限を設けずに3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定し、第1フェーズ（平成17（2005）－平成19（2007）年）は初等中等教育に焦点をあてることとなりました。

## ○ 人種差別撤廃条約

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。昭和40（1965）年の第20回国連総会において採択され、昭和44（1969）年に発効しました。日本は平成7年（1995）年に加入しました。

## ○ 人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。）の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。この制度は、地域住民の中から人格見識の優れた人たちを選び、その協力を得て、国民の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国にその例を見ないものです。

## ○ ストーカー行為

平成12（2000）年5月18日、第147回通常国会において「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」として成立し、11月24日から施行された法律です。この法律はストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めており、あなたをストーカー行為の被害から守るためのものです。

### ○ 性同一性障害

日本精神神経学会の性同一性障害に関する特別委員会は、平成9(1997)年の「性同一性障害に関する答申と提言」において、「生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態」と定義しています。

### ○ 世界人権宣言

人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。昭和23(1948)年12月10日に第3国連総会において採択されました。なお、昭和25(1950)年の第5国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

### ○ セクシュアル・ハラスメント

本人の意図にかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。厚生労働省の指針によると、職場における性的な言動への対応によって、労働者が不利益を受ける「対価型」と性的な言動により労働者の就業環境が害される「環境型」の2つの類型があるとされています。

た

### ○ 地域改善対策協議会

昭和57(1982)年4月に総理府の附属機関として設置(平成9年3月廃止)されました。任務は、地域改善対策特別措置法が定める対象地域の地域改善対策として推進すべき施策で関係行政機関が相互の緊密な連携を要するものに関する基本的事項を調査審議することです。

### ○ 地域自立支援協議会

障害者が安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人が持つニーズを実現するため、地域住民と共に、サービス供給の確保や社会資源の開発・改善を推進することを目的として設置しています。

### ○ 地域包括支援センター

高齢者の方が住み慣れた地域で、安心した生活が続けられるように支援を行う総合機関です。業務は、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、高齢者の権利擁護及び包括的・継続的ケアマネジメントを行っています。

### ○ 土浦人権擁護委員協議会

法務大臣から委嘱を受けた各委員間の連絡を図り、人権擁護委員法第 17 条の任務の円満な遂行を図ることを目的に設置された組織です。

### ○ 土浦市男女共同参画センター

女性を取り巻く諸問題の解決と男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画についての施策の企画及び推進、情報の収集及び提供に関することを業務としています。

### ○ 同和対策審議会答申

昭和 36（1961）年 7 月に内閣総理大臣の諮問を受け「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について、昭和 40（1965）年に答申を行ったものです。

### ○ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成 19（2007）年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

### ○ ドメスティック・バイオレンス

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。

## な

### ○ ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのがノーマルな社会であるとする考え方。

### ○ 難病

昭和 47 (1972) 年の難病対策要綱において、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義された難病は、調査研究の対象となっているものが 130 疾患あります。

## は

### ○ バリアフリー

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ○ パワー・ハラスメント

職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させること。

### ○ 犯罪捜査規範

昭和 32 (1957) 年に制定された国家公安委員会規則のことであり、警察官が捜査活動の際に守るべき心構えや捜査方法、手続き等を定めています。

### ○ 犯罪被害者相談窓口

犯罪被害者等に対して必要な支援策の情報提供及び紹介・斡旋に関する相談等その内容により様々な機関が相談窓口を開設しています。

### ○ ハンセン病

「らい菌」と呼ばれる細菌による感染症で遺伝病ではありません。現在では優れた薬が開発され、確実に治療できる病気となっています。



- プロバイダー  
インターネットへの接続を提供する業者。

## ま

- メディアリアテラシー  
情報が流通するメディア（新聞、インターネットなど）の特性を理解し、その情報を主体的に選択し活用できる能力のことです。

## ら

- リハビリテーション  
一般的には機能回復訓練という限られた意味で使われていますが、本来は「復権」という意味です。障害がある人も、その人ならではの生き方ができるように援助し、自立と参加を目指すという考え方です。

## 世界人権宣言（仮訳文）

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべての人、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受け取る権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布  
昭和 22 年 5 月 3 日施行

### 第 3 章 国民の権利及び義務

第 1 1 条 国民は，すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は，侵すことのできない永久の権利として，現在及び将来の国民に与えられる。

第 1 2 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は，国民の不断の努力によつて，これを保持しなければならない。又，国民は，これを濫用してはならないのであつて，常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 1 3 条 すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。

第 1 4 条 すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は，これを認めない。
- ③ 栄誉，勲章その他の栄典の授与は，いかなる特権も伴はない。栄典の授与は，現にこれを有し，又は将来これを受ける者の一代に限り，その効力を有する。

第 1 5 条 公務員を選定し，及びこれを罷免することは，国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は，全体の奉仕者であつて，一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については，成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は，これを侵してはならない。選挙人は，その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 1 6 条 何人も，損害の救済，公務員の罷免，法律，命令又は規則の制定，廃止又は改正その他の事項に関し，平穩に請願する権利を有し，何人も，かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 1 7 条 何人も，公務員の不法行為により，損害を受けたときは，法律の定めるところにより，国又は公共団体に，その賠償を求むることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。



第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日)

(法律第147号)

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

土浦市告示第49号

## 土浦市人権施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市の人権教育及び人権啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的かつ効果的な推進について、広く市民の意見を求めるため、土浦市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に関する基本計画の策定に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体相互の連携及び協力に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 副市長
- (4) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

## 土浦市人権施策推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	推薦団体名等
委員長	程塚 洋	土浦市（学識経験者）
副委員長	藤田 佑子	土浦市国際交流協会
	栗栖 恵子	土浦市女性団体連絡協議会
	丸島 美也子	土浦市青少年相談員連絡協議会
	廣瀬 政夫	土浦市高齢者クラブ連合会
	横田 美智子	土浦市障害者（児）福祉団体連合会
	小林 正弘	部落解放愛する会茨城県連合会土浦支部
	堀田 章子	全日本同和会茨城県連合会土浦支部
	高野 淑美	土浦市医師会
	成島 耀	土浦地区保護司会
	福田 幹男	土浦人権擁護委員協議会
	渡辺 多加子	公募
	細野 賢治	公募
	瀧ヶ崎 洋之	土浦市副市長

土浦市訓令第8号

## 土浦市人権施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民一人ひとりが互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現に向け、人権意識の普及高揚を目的とした人権教育及び人権啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的な推進を図るため、土浦市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に関する基本計画案の作成及び当該基本計画の実施に関すること。
- (2) 人権施策の推進に関する関係部署の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には総務部を担任する副市長を、副会長には他の副市長及び教育長を、委員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。



## (幹事会)

第5条 第2条に規定する推進会議の所掌事務に関する調査研究及び会議に付する事案の調整を行うため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事で組織し、幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、総務部長が招集し、及び主宰する。
- 4 総務部長に事故があるときは、総務課長がその職務を代理する。
- 5 総務部長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 別表第1 (第3条関係)

市長公室長，総務部長，市民生活部長，保健福祉部長，産業部長，建設部長，都市整備部長，教育次長，消防長
----------------------------------------------------

## 別表第2 (第5条関係)

政策企画課長，男女共同参画課長，総務課長，人事課長，市民活動課長，社会福祉課長，障害福祉課長，こども福祉課長，高齢福祉課長，健康増進課長，商工観光課長，道路課長，都市計画課長，教育委員会教育総務課長，教育委員会生涯学習課長，教育委員会指導課長，消防本部総務課長
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 土浦市人権施策推進会議委員名簿

## 【推進会議】

役 職 名		氏 名
会 長	副市長	瀧ヶ崎 洋 之
副会長	副市長	五 頭 英 明
	教育長	富 永 善 文
	市長公室長	小 泉 裕 司
	総務部長	久保庭 照 雄
	市民生活部長	羽 成 祐 一
	保健福祉部長	湯 原 洋 一
	産業部長	埴 佳 樹
	建設部長	木 村 庄 司
	都市整備部長	東 郷 和 男
	教育次長	長 峰 辰 志
	消防長	青 山 良 夫

## 【幹事会】

役 職 名			氏 名
主宰	総務部長		久保庭 照 雄
	市長公室	政策企画課長	塚 本 盛 夫
	市長公室	男女共同参画課長	塚 田 光 生
代理	総務部	総務課長	須 田 能 功
	〃	人事課長	瀬 尾 洋 一
	市民生活部	市民活動課長	石 山 淳 一
	保健福祉部	社会福祉課長	鈴 木 俊 文
	〃	障害福祉課長	前 原 秀 昭
	〃	こども福祉課長	高 野 秀 男
	〃	高齢福祉課長	宇都野 和 司
	〃	健康増進課長	富 田 静 子
	産業部	商工観光課長	大 里 雅 司
	建設部	道路課長	川 並 邦 夫
	都市整備部	都市計画課長	久保谷 秀 明
	教育委員会	教育総務課長	桜 井 良 一
	〃	生涯学習課長	青 山 一 生
	〃	青少年課長	滝 修 司
	〃	指導課長	橋 爪 正 文
	消防本部	総務課長	白 田 清

## 土浦市人権施策推進基本計画策定体制図

